

麻布大学同窓会特別会員入会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は麻布大学同窓会（以下「本会」という。）会則（以下「本部会則」という。）第5条第3号に係る入会に必要な手続き等について定める。

(入 会)

第2条 本会に入会を希望する者は、麻布大学同窓会特別会員入会申請書（様式1）及び特別会員推薦書（様式2）を本会会長へ提出しなければならない。

2 入会の申請があった時は、理事会に諮りその是非を決定する。

3 入会の承認が得られた時は、申請者に特別会員入会決定通知書で通知するものとする。

(入会金及び会費)

第3条 前条により入会を認められた者は、入会金及び当該年度会費を納めなければならない。ただし入会金の額についてその都度理事会で決定する。

(所 属)

第4条 入会後は、部会及び支部のいずれかに所属するものとする。

(利益相反)

第5条 利益に相反する者は本会の委員会委員になることはできない。

(改 廃)

第6条 この要綱の改廃は、理事会の議を経て行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めのないものは、理事会において決定する。

附則

この要綱は、平成25年11月30日に制定し、施行する。